

(平成22年2月24日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認秋田地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年1月から49年3月まで

昭和46年4月に結婚してA市町村に居住し、税金と一緒に集金に来ていた地区の納税組合に、義父が義母と夫と私の分の国民年金保険料を納付してくれていた。夫も義母も未納期間は無く、私だけが未納とされているのは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、申立人が結婚し、A市町村に転居した以降において2回行われていることが確認でき、1回目は昭和46年5月11日（資格取得は同年4月に遡<sup>そきゅう</sup>及）、2回目は49年4月2日（資格取得は20歳到達時の45年\*月\*日に遡及）に行われている。

また、1回目に払い出された国民年金手帳記号番号に係る納付記録については、特殊台帳から、昭和46年4月から同年9月までの保険料が納付済みとされていることが確認でき、2回目に払い出された国民年金手帳記号番号に係る納付記録については、A市町村が保管する国民年金被保険者名簿から、49年4月から55年12月までの保険料が納付済みとされていることが確認できる。

このような状況の下で、申立人は、申立期間の保険料について、「義父が義母と夫の保険料と一緒に地区の納税組合に納付していた。」と主張するところ、昭和46年4月から同年9月までの保険料納付済期間の直後の同年10月1日から47年1月21日までの期間は、申立人が地元の工場に勤務した期間（厚生年金保険の加入期間）となっていることが確認でき、その後別国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、工場の勤務開始と同時に、申立人は、納税組合での国民年金保険料の集金対象者

ではなくなったことがうかがえる。

また、工場を退職した後は、国民年金に再加入すべきものであり、再加入する際には、本来であれば、1回目に払い出された国民年金手帳記号番号で継続して資格の取得及び喪失の管理が行われるべきものであるが、昭和49年4月2日に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることを踏まえると、申立人について再加入手続がなされなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間は27か月と長期間であり、毎月、納税組合に納付していたにもかかわらず、申立人の申立期間の納付記録だけがすべて欠落したとは考えにくい。

加えて、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付には関与しておらず、保険料の納付状況は不明である上、申立人の義父が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで  
昭和 17 年 1 月 6 日に A 都道府県で行われた B 株式会社の入社式に出席し、申立期間は、B 株式会社の C 事業所と D 事業所で管理監督する立場である技術社員として勤務していたが、労働者年金保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

従業員台帳により、申立人は、申立期間において B 株式会社に勤務していたことが確認できる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が昭和 17 年 11 月 1 日に健康保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかし、申立期間は労働者年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号）の適用期間であり、同法では、工場や炭鉱で働く男性の肉体労働者のみを対象としていたところ、申立人は、「技術社員として入社し、現場では管理監督者として働いていた。」と述べており、申立人が一緒に技術職として入社したと記憶する同僚 5 人も、申立期間において労働者年金保険被保険者となっておらず、申立人と同日の 19 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している。

また、上記被保険者名簿の申立人及び上記同僚 5 人の欄には、「㊟」と押印されているところ、この記載は、昭和 19 年 10 月 1 日の厚生年金保険法の施行（労働者年金保険法の制度改正）により被保険者の適用範囲が拡大されたことにより、被保険者となったことを表すものであることから、B 株式会社では、申立期間当時、技術社員を労働者年金保険に加入させて

いなかったことがうかがえる。

このほか、保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、労働者年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 12 月 25 日から 36 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 36 年 7 月 15 日から同年 12 月 16 日まで

はっきりとした記憶は無いが、A株式会社の現場作業員として、現場の手伝いをしたことがある。その時の厚生年金保険の加入記録が無いので、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人は、時期は明らかでないが、A株式会社の現場作業員として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時の複数の同僚は、「現場には女性の現場作業員が10人ぐらいいたが、いずれも日雇いだった。」と証言している。

また、A株式会社の当時の事務担当者は、「現場で働く女性作業員は、日雇健康保険には加入させていたが、厚生年金保険には加入させていなかった。」と証言している。

さらに、A株式会社では、「正社員の職員名簿、給与台帳の中に、申立人の氏名は無く、申立人は正社員ではなかったと考えられる。正社員以外は厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

このほか、申立期間について、保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。